

天保 7 年の石見国浜田城引き渡しについて

白 峰 旬

1. はじめに

江戸時代における大名の改易や転封に際しての城地受け取り及び引き渡し（旧城主にとっては“城引き渡し”であり、新城主にとっては“城受け取り”ということになる）は、幕府が上使を派遣することによって、幕府権力が直接介入するシステムになっていた。このことは、大名居城が大名自身の私有物ではないことを明確に示すとともに、大名が居城を公儀（幕府）から与えられているというロジックをあらわすものであった。

城受け取り及び引き渡しに関する研究は、これまで、寛永 9 年（1632）の肥後加藤家改易時の熊本城の受け取り等の事例について分析した笠谷和比古氏の論文⁽¹⁾や、元禄 14 年（1701）の脇坂安照（龍野藩主）・木下公定（足守藩主）による赤穂城受け取りに関する生田国男氏・篠野志郎氏・羽深久夫氏の共著論文⁽²⁾、享保 10 年（1725）の真田幸道（松代藩主）による松本城受け取りに関する北村保氏の論文⁽³⁾のほか、最新の論考として、寛文 8 年（1668）の松浦鎮信（平戸藩主）による島原城受け取りに関する長屋隆幸氏の論考⁽⁴⁾があるが、城受け取り及び引き渡しに関して個々の事例に基づいた研究成果はそれ程多いわけではなく、具体的な事例研究は今後、さらに深められる必要がある。上記の研究史における諸論考はいずれも大名（城主）改易に伴う城受け取りに関する考察であり、城受け取り及び引き渡しというと大名改易に関する事例を取り上げるケースが多いが、単なる転封の際にも、幕府上使の監督下で旧城主サイドから新城主サイドへ城の引き渡しがおこなわれたのであって、この点を看過することはできない。

よって、本稿では、江戸時代後期の天保 7 年（1836）の浜田城引き渡しの事例をもとに、その具体的なプロセスを検討することにより、当該期における大名居城引き渡しの実態とその意義について考察することにしたい。なお、本稿の具体的な分析視角として、城の引き渡しはどのように事前に計画立案されたのか、その立案過程で幕府の上使はどのように関与したのか、城引き渡し当日はどのような状況であったのか、幕府の上使は城引き渡し当日に実際に何をおこなったのか、幕府の上使は城の引き渡し前後のプロセスにおいてどのように関与し、どのような具体的情報を把握しようとしたのか、城を引き渡す大名サイドと城を受け取る大名サイドは事前にどのようなコンタクトをとったのか、などの種々の具体的な問題点の検討を視野に入れて考察を進めていきたい。

2. 浜田城引き渡しの具体的プロセス① ～転封決定から城引き渡しまで（天保7年3月～同年6月）～

天保7年の浜田城引き渡しに関しては、「天保七申年、陸奥国棚倉江所替ニ付、石見国浜田城引渡帳、三月より」（松井松平家文書。以下、「浜田城引渡帳」と略称する）という史料があり⁽⁵⁾、引き渡しに至る経過を含めた具体的プロセスを知ることができる。「浜田城引渡帳」は、浜田城主であった松井松平家の史料であり、城引き渡しの当事者サイドの史料という意味で貴重である。以下、この「浜田城引渡帳」に基づいて、天保7年の浜田城引き渡しの具体的プロセスをその前後の経緯も含めて時系列に従って記すこととする（以下、特に主語を明記しない場合は、浜田藩主松平康爵サイドの動向を記すものとする）。

【天保7年3月12日】（以下、【 】内の天保7年の記載箇所については年次を省略する）

浜田藩主松平康爵（周防守）は陸奥国棚倉への転封を命じられた⁽⁶⁾。この日に転封を命じられたことは、『徳川実紀』天保7年3月12日条⁽⁷⁾の記載とも一致する。『徳川実紀』によれば、今回の転封は、石見国浜田藩主松平康爵が陸奥国棚倉へ転封になり、棚倉藩主井上正春が上野国館林へ転封になり、館林藩主松平斎厚が浜田へ転封になる、というように3大名が同時に転封される三方領知替であった。

【4月7日】

使番大久保忠良（彦左衛門）と書院番小出英美（織部）が浜田城引き渡しの幕府上使として命じられた⁽⁸⁾。よって、転封が決まって約1ヶ月後に、浜田に派遣される幕府上使の人選が決定したことがわかる。

【4月19日】

幕府上使の大久保忠良と小出英美から御留守居が呼び出され、同日付の書付を2通渡された。1通は、「覚」と記された36ヶ条に及ぶ一つ書きであり、浜田城に関する項目としては、①浜田城引き渡しの日限は、新しく浜田城主として転封してくる松平斎厚（右近将監）の家臣と相談し、引き渡し日が決定次第、「日限両日程」（2通りの日付という意味）について書付を提出すること。そして、その上で、「定日」（正式に決定した期日という意味）を申し渡すことにする。②浜田城を引き渡す「惣役人中」の姓名、家臣の鑓印（やりじるし）と総人数の合印（あいじるし）について書付を提出すること、③浜田城の絵図を控えとともに2枚提出すること。ただし、幕府上使が使用する控絵図とするため、浜田城の「荒増之絵図」（略図という意味か？）も2枚提出すること。④城内の「住居絵図」（御殿など住居施設の絵図という意味か？）を2枚提出すること、⑤城の建家坪数と城地が何町四方あるのかについて書付を提出すること、⑥城の高さ、堀の深さと堀幅、弓鉄砲狭間の数、代々の城主について書付を提出すること、⑦「城築」（最初の築城者という意味か？）は誰であるのか、及び、「縄張」（縄張をおこなった人物の名前という意味か？）について、書付を提出すること、⑧城内の侍屋敷数及び足軽屋敷数、城下の侍屋敷数及び足

軽屋敷数、堀まわりの町数、城内の井戸数、廐の数と馬数、塩硝（火薬）の員数、城中の番所の交代人数と武具の員数、番所の名称について、書付を提出すること、⑨城付武具と城米の有無について、年号と月日も記載して、武具帳と城米帳として作成し、控えも含めて合計 4 冊提出すること、などの点が指示された。このほか、上使 2 人の浜田逗留中の旅宿の手配など浜田城以外の項目も含まれるが、上述のように、浜田城に関する項目数が多いことがわかる。

もう 1 通は、「城絵図之覚」と記された 8 ヶ条の一つ書きであり、①城下より他領の方角（東西南北）への道法、②（浜田城の）櫓数、門数、③寺の院号、寺号、④町名、⑤札場、⑥大手より町までの道法、⑦城より領分の境界までの道法、など上記の 1 通目の「覚」において提出が指示された浜田城絵図について、描写すべき項目が具体的に指示された。この指示項目を見ると、浜田城だけを描いた絵図というよりも、浜田城を含む浜田城下の絵図ということがわかる。

この日、松平康爵は、上使から渡された上記の書付の写しを松平斎厚へ遣わした。そして、松平斎厚からも同様に、上使から 4 月 19 日付で出された書付の写しが送られてきた。この書付は「覚」と記された 5 ヶ条の一つ書きであり、内容的には浜田城受け取りの日限や、受け取りの「惣役人中」の姓名について書付を提出することなど 4 ヶ条は、上記の 1 通目の書付と同様である。

このように見ると、浜田城を引き渡す松平康爵に対する指示項目の方が、浜田城を受け取る松平斎厚に対する指示項目よりも多かったことがわかる。その理由は、上記の 1 通目の書付を見るとわかるように、城を引き渡す大名サイドは、現有する城郭に関する多くの諸項目を上使に報告する必要があったためである。それに対して城を受け取る大名サイドは、単に受け取るという作業に終始したため上使の指示項目は少なかったのであろう。なお、上述のように、城を引き渡す大名サイド（松平康爵）と城を受け取る大名サイド（松平斎厚）の間で、幕府上使から出された書付の写しをそれぞれ交換したことは、両者間で幕府の指示内容を確認し合うという意味があったと思われる。

【6 月 7 日→6 月 16 日】

6 月 7 日、大久保忠良に対して、御留守居の大草権太夫が伺書 2 通を提出し、その内容に対する回答が、同月 16 日、伺書に（回答を記載した）付札を付ける形で出された。1 通目の伺書の内容は、上述した 4 月 19 日付の上使 2 人から出された書付に関する 36 ヶ条のうち、12 ヶ条の提出仕様（美濃紙、程村紙など紙の種類）などについての問い合わせであった。

2 通目の伺書の内容は、同様に上述した 4 月 19 日付の上使から出された「城絵図之覚」に関する具体的な問い合わせであった。大久保忠良の回答によって決まった項目は、①絵図の大きさは先格（前回の転封時と同様という意味か？）の通りにする、②絵図の紙の種類は、間に合い紙にする、③色分けをする（具体的にどのように色分けをするのかについては記載がない）、④「城上り絵図」（幕府へ提出する城絵図という意味か？）の仕立て方については、棟梁（大工棟梁の意味か？）へ申し付ける、⑤門の名前を書き付ける、⑥櫓

名がある場合、その書き付けについては、先格の通りとする、⑦堀は書き付ける必要はないが、堀の深さと堀幅は記すこと（堀は描かなくてよいが、堀の深さと堀幅について数値のみを記載する、という意味か？）、⑧城米を詰めてある蔵を、御用米蔵と記載する点については、これまで「仕来之通」とする、⑨本丸、二の丸、三の丸、そのほか曲輪等は、それぞれ打ち付け書きにする、⑩侍屋敷は「一構一棟等」のところへ「惣名」（すべての個々の名前という意味か？）のみを記す、⑪厩と塩硝蔵は、そのように（厩、塩硝蔵として）書き付けること、⑫絵図は2枚（控えも含めて、という意味か？）提出する、などの点であった。こうした諸点の問い合わせをおこなった理由は、上述の「城絵図之覚」では、上使からの指示内容が簡略すぎたため、実際に浜田城の城絵図を準備する段階になって、いろいろとわからない点が出てきたため問い合わせをする必要が出てきたのであろう。

このように、6月7日に提出した伺書は、上述の4月19日付で上使から提出を指示された種々の調査項目や城絵図に関する内容的な問い合わせであったが、指示されてから2ヶ月弱経っても、いまだ提出されていなかったのは、調査項目などが多かったため多くの時間を要したことであろう。

【6月26日】

「御三手」（今回の三方領知替の当事者である松平康爵、松平斉厚、井上正春の3大名を指すと考えられる）の御留守居の内談が済み、松平康爵と松平斉厚の両者間で同一内容の書状（ただし、松平康爵から出した書状では「浜田城引渡日限」と記し、松平斉厚から出した書状では「浜田城請取日限」と記している点は異なる）を互いに出して、浜田城の引き渡し日限を9月27日、同月28日のいずれかとし、この両日のうち9月27日で決定したい旨を確認した。そして、明日の6月27日に上使へ浜田城引き渡しの日限について上申することも相互に確認している。

このように、浜田城引き渡しの日限について、9月27日、同月28日の両日を提示した点や、松平康爵と松平斉厚の両者間で、浜田城引き渡しの日限について事前に相談している点は、上述の4月19日付で上使が出した指示に基づいたものであると思われる。こうして、転封が決定してから約3ヶ月後に浜田城引き渡しの具体的な日程がスケジュールに組み込まれることになった。

【6月27日】

前日の松平康爵と松平斉厚の両者間での打ち合わせ通り、この日、上使に対して、浜田城引き渡しの日限について上申がおこなわれた。具体的には、上使の大久保忠良と小出英美に対して、松平康爵と松平斉厚からそれぞれ1通ずつ（9月27日と同月28日の両日程を記したもの）と、松平康爵の家臣名と松平斉厚の家臣名でそれぞれ1通ずつ（9月27日と同月28日の両日程のうち、27日に決定したい旨を記したもの）、ほぼ同文⁽⁹⁾の書状が出された。ここで注意されるのは、両大名間で協議の上、両日程のうち希望する日まで上申の際に言及している点である。これは、上述した4月19日付の上使の指示内容にもあったように、最終的に浜田城引き渡しの期日を決定して大名に対して申し渡すのは上使であるので、その期日決定の際に上使の判断を容易にするため、わざわざ希望日まで書き添えたと

考えられる。なお、後述のように上使が決定した期日は9月27日であり、両大名からの希望日通りに決定した点は注意を引く。

3. 浜田城引き渡しの具体的プロセス②

～転封決定から城引き渡しまで（天保7年7月～同年8月）～

【6月29日→7月9日】

6月29日付の書状2通により、浜田城の引き渡し当日の行動予定について、わからない点を問い合わせ、7月9日、その書状に付札を付けてその回答が出された。この書状をだれに対して出したのかという記載はないが、上述した6月16日の付札による回答が大久保忠良によるものであったことを考慮すると、今回も同様に大久保忠良に対して出されたものであると推測できる。

1通目の質問項目は4点であり、そのうち2点に対する回答は「先格之通可被成候」と記されていることから、城の引き渡しにおける行動は先例（「先格」）に従っておこなわれるケースが多かったことがわかる。このことは、天保期には、城の引き渡しが先例に則つてある程度マニュアル化されていたことを示すものと言えよう。

2通目の質問項目は10点（高札等に関することも含む）であり、付札による回答で決まった項目は、①上使による浜田城の見分終了後、城を受け取る松平斉厚方の家臣が城中の「内見分」を希望した場合は、引き渡す松平康爵方の家臣が同道する、②浜田城を引き渡す前夜は、大手前と「人数立場」（人数を配置した場所という意味か？）に高提灯を灯すことは先格の通りとする、③城内の門や櫓などの名前は、紙札に書き記して貼っておく、④上使の見分終了後に、（松平斉厚方の家臣へ）渡すべき所々、諸帳面、鍵は、書院二之間の広間において渡し、それらの受け取りと引き渡しの証文を取り交わすことは先格の通りとする、⑤浜田城を引き渡す当日、受け取る松平斉厚方の人数は、大手先の右の方を（所定の位置として）定め、引き渡す松平康爵方の人数と武具は、大手門内の左の方に立つ。このことは先格の通りとする、⑥城の引き渡しと受け取りが終了し、松平康爵方の家臣が浜田城を退去する際には、上使より家老に対して指図がある、などの諸点であった。これらの点は、城の引き渡しの具体像が個々の場面において明確になるという意味で注目される。

上記①は、上使による浜田城の見分終了までは、城を受け取る大名方の家臣は城中の「内見分」ができなかつたことを意味しており、当然ながら上使の見分が優先されていたことを示している。上記②は、城の引き渡し前夜の状況がリアルに読み取れる。上記③は、城を受け取る大名方が新たに入城するため門や櫓などの名称がわからないことを考慮しての措置であろう。上記④は、行政文書や各建物の鍵などの引継ぎであり、これも上使の見分終了まではおこなわれていないことがわかる。上記⑤は、城を引き渡す大名方の家臣と受け取る大名方の家臣が大手門の内と外にポジションを取るという点で注目される。先格の通りにする、とあることから、この大手門内外の両者のポジション取りがマニュアル化されていたことが窺える。上記⑥は、上使は城内の見分だけでなく、城の引き渡し及び受け

取り終了後の家臣の退去まで監督したことがわかる。

このように、引き渡し予定日の約3ヶ月前から、引き渡し当日の行動について細かい点まで上使に対して伺っている背景には、浜田藩サイドで6月下旬頃から浜田城引き渡しに関して各シチュエーションに合わせたマニュアルブックを作成していた（或いは、過去の城引き渡しマニュアルブックを修正したり再確認していた）可能性を示すものであろう。浜田藩主である松井松平家にとって、前回の転封は明和6年（1769）の浜田への転封であり、天保7年の時点から見て67年前にあたる。この時の「先格」を記載した城引き渡しのマニュアルブックが浜田藩サイドに仮に存在したとしても、50年以上も前のものなので、その内容が時代的に適合するのかどうか事前に再チェックする必要があったと思われる。

【7月2日】

上使の大久保忠良から御留守居が呼び出され、もう一人の上使である小出英美も列座のうえで、書付が渡され、浜田城引き渡しの期日が9月27日に決定したことが申し渡された。そして、この期日に決定したことは上使より老中へ上申する旨も伝えられた。松平康爵と松平斉厚の両者間では、この期日決定に関して、互いに同内容の書状を出して、相互に確認している。なお、後述のように、浜田城の引き渡しは、この指定期日通り実際に9月27日におこなわれた。

【7月3日】

9月27日に陸奥国棚倉城を受け取り、同日に浜田城を引き渡すことを、松平康爵から月番老中松平宗発に対して書状を出して届け出た⁽¹⁰⁾。同様に松平斉厚からは、9月27日に浜田城を受け取り、同日に館林城を引き渡すことを、月番老中松平宗発に対して書状を出して届け出た。このことからは、今回の三方領知替において、関係する3つの居城（浜田城、棚倉城、館林城）の引き渡しは、すべて同じ日（9月27日）におこなわれることがわかり、この点は注目される。このほか、浜田城の引き渡しが9月27日に決定したことは、代官大草政修（太郎左衛門）にも、松平康爵の家臣から書状を出して伝えられた。また、大目付、目付と隣藩の津和野藩主龜井茲方にも浜田城引き渡しが9月27日に決定したことについて書状を出して伝えている。

【7月9日】

上使の大久保忠良に対して御答書1通が提出された。これは、上述の4月19日付で上使から出された「覚」36ヶ条すべてに対する回答内容が書かれたものであり、4月19日付の指示から約3ヶ月弱経過して提出したことになる。その回答内容をまとめると、表1のようになる。表1を見るとわかるように、上使から出された36ヶ条の質問・請求項目のうち、19項目は浜田城、或いは、浜田城下に関する項目である。この回答からは、浜田城引き渡しに関与する家臣名簿のほか、建家坪数から狭間の数まで浜田城に関する詳細な情報を読み取ることができるが、城付武具や城付の塩硝（火薬）が存在しない、と回答している点は注目される。その理由は不明であるが、江戸時代後期（天保期）になって、城付武具の存在意義が低下していたことによるものであろうか。こうした浜田城に関する情報が城引き渡しの約2ヶ月前に幕府上使へ報告されたことは、幕藩制下における居城が大名の私

有物ではなく、公儀（幕府）の監督下に置かれる存在であったことを示している。

このほか、大久保忠良に対しては、城引渡役人姓名書付1冊（浜田城引き渡し担当の家臣117人の役職と氏名が記載されている）、家来鎗印并合印絵図1冊、浜田城附船帳（御扣共）2冊、浜田城詰御用米帳（御扣共）2冊（城米は3000石〔7500俵〕）、浜田城中番所入代人数并武具員数書付1冊、入代り番所書付1通、従江戸道中日数道法泊休附1通、浜田領三ヶ年物成平均并浮所務覚1冊、同郡村数帳1冊、御朱印并除地寺社高帳1冊、御届書1通、御旅宿書付1通（但、絵図1枚添）、窺書3通が提出されたが、これらは、御届書1通と窺書3通を除くと、御答書の中で、別紙、別紙書付、別紙帳面と記されているものである。

もう1人の上使である小出英美に対しても、上記と同様の書付等が提出されたが、御答書、浜田城附船帳、浜田城詰御用米帳、浜田領郡村数帳、御朱印并除地寺社高帳は提出されていない。この点を考慮すると、幕府の上使2人のうち、大久保忠良の方が小出英美よりも格上であり、大久保忠良が今回の浜田城引き渡しに関する一連の監督業務を主導したと思われる。

7月9日のそのほかの動きとしては、転封先の棚倉城受け取りを担当する浜田藩主松平康爵の家臣が7月中旬頃より浜田を出立して、それ以後、他の家臣も引き続き引っ越し旨の届書を上使へ提出している。上述のように、棚倉城の受け取り予定日は、浜田城の引き渡しと同日の9月27日であるから、棚倉城受け取りの約2ヶ月前に浜田を出立する予定であることがわかる。この理由としては、後述のように、上使が江戸－浜田間を移動した所要日数が約1ヶ月であったことを勘案すると、浜田－棚倉間の所要日数はそれ以上の日数を要することになり、そのため棚倉城受け取りの約2ヶ月前に浜田を出立する計画を立案したと思われる。

【7月9日→7月18日頃か？】

上使の大久保忠良に対して伺書を出して、今後の上使の行動予定等を問い合わせた。その回答は伺書に付札を付ける形で出されたが、回答が出された月日については記載がない。ただし、これ以前の付札による回答は上述の2例では、いずれも9日後に出されているので、7月18日頃には回答が出されたと推測できる。この回答により、①上使の江戸発足は8月26日、浜田到着は9月25日、浜田城見分は翌日の9月26日の予定である、②城見分の際、城下において上使に対して酒と吸物を差し上げるが、その時、先格の通り上使より家老へのみ盃を与える（筆頭家老へは大久保忠良より、次席家老へは小出英美より盃を与える）、③上使は浜田城見分の際、旧例（先例）で見分した場所はすべて城内を見分する予定である、という点があきらかになった⁽¹¹⁾。ここで、上使の浜田城出張日程がはじめて具体的に明確になったわけであるが、後述のように、実際の上使の出張はこの予定通りに実施された。このように、上使の浜田での行動予定が2ヶ月以上前に細かい日付まで立案されていることと、浜田城見分の場所について先例を重視していることは注意される。

【7月9日→7月11日】

上使が浜田に到着した際、旅宿において「軽料理」を差し出したい旨を申し入れた。7

月11日に上使より回答があり、その旨を承知したが、これは先格により差し出すことなので、「至而軽御料理」にしてもらいたい、と伝えられた。このように、上使が到着した際に、城引き渡し方の大名より、軽い程度の料理を出すことが先格であったことがわかる。

【7月12日】

鉄砲15挺について、浜田城の城付（武具）ではないが、松井松平家が以前浜田城主であった時、宝暦年間の（下総国古河への）転封の際に、次の浜田城主になる本多忠敵へ残して置いたもので、さらに明和年間に再び松井松平家が浜田城主になった際に、本多忠肅より引き継いだので、今回も先例の通りに残しておくことを上使に対して届け出ている⁽¹²⁾。上述のように、7月9日付の浜田藩の上使への回答において浜田城の城付武具は存在しないと記されていることから、この場合の鉄砲15挺は城付武具ではなく、もともと松井松平家所有の武具であったということになる。このような措置をとったのは浜田城の城付武具が存在しなかったことに起因するものであろう。

また、上使に対して、浜田城付の船4艘について、城山うしろの川口の舟入に置いてあるところを、上使が見分する予定であるかどうか伺書を出したところ⁽¹³⁾、先格の通り見分する予定である旨、伺書への付札によって回答された。このことは、上使が城内のどういうところを見分するのかということを知るうえで重要であり、また、上使の城内見分において先格（先例）を重視していることもわかる。

そのほか、上使に対して伺書を出して、浜田城見分の時の家臣の服装について、「罷出候面々」は、継上下を着用し（肩衣は着用しない）、「格合之者」は羽織・袴とすることを問い合わせ、その通りでよい旨、伺書への付札によって回答された⁽¹⁴⁾。このことは、上使の城見分に立ち会う時の、城引き渡しをおこなう大名サイドの家臣の服装を知るうえで重要なである。

【7月16日】

館林藩主松平斉厚から、今回の浜田城引き渡しにつき、城受け取り担当の家臣、そのほか引っ越しの家臣が7月下旬より館林を出立する予定である旨、浜田藩主松平康爵に対して書状が出された⁽¹⁵⁾。棚倉城受け取り担当の浜田藩家臣が7月中旬頃より浜田を出立する予定であることは前述したが、館林一浜田間の所要日数もやはり約1ヶ月はかかると思われる所以、同様に7月中には館林を出立する計画を立てたのであろう（この場合、館林一浜田間よりも、浜田一棚倉間の方が距離数が多いので、浜田藩家臣の方が若干出立が早くなっていると思われる）。

【7月27日】

上述した7月9日付の浜田藩の回答（表1参照）では、後に提出するとしていた城絵図と、浜田城下人別、町数、牛馬数覚が上使に対して提出された。城絵図には、上述した4月19日付の「城絵図之覚」において上使から指示された描写項目を絵図に書き入れたことを7月27日付の上使宛の書状で明記している。同書状では、そのほかに、浜田城の「櫓数、門数之事」という項目に関して、櫓は1ヶ所であり、櫓名はないことと、門は9ヶ所（本丸一之門、二ノ門、中ノ門、大手門、裏門、大橋門、田町口門、南屋敷門、茶屋入口門）

であることを記載している。この場合の櫓1ヶ所というのは、上述した7月9日付の浜田藩の回答（表1参照）によれば、3重櫓を指すことは明らかである。通常であれば、天守、或いは御三階などという名称を付けるはずであるが、その櫓名がないということを、上使に対して出した書状で明記している点（いわば浜田藩の幕府に対する公式見解として櫓名がないことを表明している点）は注目される。また、浜田城にはこの櫓1ヶ所以外は櫓が存在しないという点も、近世城郭の規模という点からすると特異な印象を受ける。

7月27日に上使へ提出した絵図は城絵図を含む5種の絵図であった（表2参照）。石見国浜田城絵図は、控絵図も含めて2枚であり、縦六ツ折・横四ツ折に折りたたみ、木箱に入れて提出された。ただし、控絵図には絵図を入れた袋の上に「御扣」と書かれた小札が付けられた。この木箱に入れて提出された絵図は幕府の公式保管用絵図としての性格を持つと考えられる⁽¹⁶⁾。上使の控絵図としての浜田城絵図は、絵図の大きさ、彩色等が上述の石見国浜田城絵図と同じであることから、絵図の記載内容としては、同じものであったと思われる。よって、上述した4月19日付の上使による指示では「荒増之絵図」（略図という意味か？）となっていたが、実際に提出された絵図は略図ではなかったということになる。そのほか、浜田領分村絵図、浜田城三丸住居絵図、御内見分之節御道筋朱引絵図も提出されたが、浜田領分村絵図と御内見分之節御道筋朱引絵図は、上述した4月19日付の上使による提出指示には含まれていない絵図である。浜田城三丸住居絵図は、藩主の居住施設である御殿の平面図を指すと思われる。御内見分之節御道筋朱引絵図は、上使が浜田城を見分する際の城内のルート（道筋）を朱引、つまり朱線で示した絵図であろう。このように、上使の浜田城内見分ルートを絵図にして、見分の約2ヶ月前に上使へ提出したことは、見分の事前準備という点で注意を引く。表2を見るとわかるように、絵図の大きさは、石見国浜田城絵図、浜田城絵図（上使の控絵図）、浜田城三丸住居絵図は、100cm±20cmという大きさの範囲にほぼ収まるので、以前、拙稿⁽¹⁷⁾で指摘した修補願絵図の大きさの規格（絵図の長辺、短辺ともに100cm±20cm）とも共通しており、幕府に提出する城絵図の規格化という点で興味深い。御内見分之節御道筋朱引絵図は、石見国浜田城絵図などの3絵図と比較すると大きさが約半分であるが、これは実際に上使が浜田城を見分する際に使用するため、大きい絵図では不便であるので、携帯性を考慮してこの程度の大きさになったのであろう。

なお、上使2人のうち、大久保忠良に対して提出された浜田領分村絵図や浜田城三丸住居絵図などは小出英美に対しては提出されていないので、上使の中では、上述のように大久保忠良の方が格上であったことが、この点からも読み取れる。

【7月28日】

7月28日には、上使である大久保忠良と小出英美が江戸城に登城し、浜田へ赴くための暇を將軍家斉から与えられた。この点については、『徳川実紀』天保7年7月28日条⁽¹⁸⁾の記載とも一致する。後述のように、上使が江戸を発足するのは8月26日であるので、その約1ヶ月前ということになる。

【8月15日】

小出英美が浜田へ赴くための暇乞に松平康爵のところへ来た。^{いとまごい}

【8月19日】

大久保忠良が浜田へ赴くための暇乞に松平康爵のところへ来た。

【8月22日】

本来であれば、浜田藩主である松平康爵自身が大久保忠良と小出英美のところへ暇乞に行かなければならなかつたが、病氣であったため使者を大久保、小出両人のところへ派遣した。そして、浜田において、家臣に対してよろしく指図してくれるように頼んでいる。このように、上使の江戸出発前に、上使と城引き渡しの当該大名が互いに暇乞のため相手のところへ出向く、ということは、城引き渡しの前後のプロセスにおいてその儀礼的側面から注意を引く点である。

【8月26日】

8月26日の朝、上使の大久保忠良と小出英美が江戸を発足した。浜田への到着は、後述のように9月25日であるので、約1ヶ月の旅程ということになる。

4. 浜田城引き渡しの具体的プロセス③

～城引き渡しの実施（天保7年9月）～

【9月25日】

上使の大久保忠良と小出英美が浜田に到着した。この日、それ以前の上使の指図通り、益田専福寺番所など3ヶ所の番所は本日（9月25日）交代すること、三重口番所など17ヶ所は上使の見分後、明日（9月26日）交代することが上使に対して報告された。そして、本丸一ノ門など12ヶ所は明後日（9月27日）に交代することが上使に対して報告された。このように、領内の遠隔地の番所を25日、次いで城下の番所などを26日、さらに浜田城の諸門などを27日に、それぞれ引き渡す予定であることがわかる。つまり、遠い場所から順番に日付を変えて引き渡す予定であった。このほか、「諸役所・侍屋敷并建具改帳（長屋・足軽屋敷共）」も上使に提出された。

また、この日には、上使2人より書付が出され、①高札を渡すので大手の札場へ建てる事（この高札は上使の城見分終了後は返却する）、②松平斉厚の家臣と申し合わせて、人数が込み合わないように諸事について念を入れること、③火の元についても気をつけること、④明日26日の六ツ時から城内を見分し、それから城外を巡見するので、案内の者を出すこと、⑤城の引き渡しは、明後日の27日の六ツ時からおこなうので、双方の人数の準備が出来たならば（上使に対して）知らせること、⑥城の引き渡しが済んだならば、（上使より）注進状を松平斉厚の家臣に渡すが、松平斉厚の家臣は場所的に不案内なので、（松平康爵の家臣からも）松平康爵の家臣とよく相談すること、等について指図された。この指図内容からは、浜田城の見分、引き渡しが早朝の六ツ時からおこなわれることや、事前に双方の家臣が相談していることなどがわかり興味深い。

これと同内容の上使の指図は、同日付で松平斉厚の家老に対しても出され、①松平康爵の家臣とよくよく申し合わせて、「作法」が良いように諸事について念を入れること、②

火の元についても気をつけること、③城の受け取り渡しについては、明後日の朝六ツ時からおこなうので、双方の人数の準備が出来たならば（上使に対して）知らせること、④城の引き渡しが済んだならば、（城の引き渡しが終了したことを上使から月番老中へ知らせるための）注進状を宿次にて送るので、松平康爵の家臣と申し合わせておこなうこと、等が指図された。

【9月26日】

上使の城内見分がおこなわれ、新しく浜田城主になる松平斉厚の家臣が入城した。そして、（松平斉厚の家臣へ）諸役所の諸帳面などを引き渡し、証文の取り交わしもおこなわれた⁽¹⁹⁾。上使が宿に帰った後、以前に伺いを出しておいた場所について（松平斉厚の家臣へ）「内渡」が済んだ旨を上使に対して届け出た⁽²⁰⁾。この場合の「内渡」とは、正式な城の引き渡しは翌日の27日におこなわれる所以、このような記載になったのであろう。「内渡」の詳細な内容はわからないが、諸役所の諸帳面などのいわゆる行政書類の引き渡しが正式な城引き渡しの前日におこなわれたことは注意される。

上使の城内見分の際の出席姓名書には、書院、広間、広間次、勝手詰の各場所にそれぞれ松平康爵の家臣名とその役職が記されているので、浜田城内の御殿において、城内見分をおこなう上使に応接したことがわかる⁽²¹⁾。

【9月27日】

この日は、浜田城引き渡しの当日にあたり、上使が浜田城に登城し、新しく浜田城主になる松平斉厚の家臣が入城した。諸事は「御先格」の通りに滞りなく引き渡しが済み⁽²²⁾、上使が宿に帰った後、松平康爵の家臣はすべて城中からの引き払いが終了したことを上使に対して届け出た。また、本日、浜田城の引き渡しが済んだので、早速、松平康爵の家臣は当地（浜田）を引き払うが、いまだ郷村の引き渡しが済んでいないところについては、関係する家臣が郷村の引き渡しが終了するまで滞留する旨も届け出ている。この城引き渡しについてのプロセスからは、引き渡しに関する「御先格」（先例）の通りにおこなうことが重視されていたことがわかると同時に、「御先格」の内容がすでに確立していたことが窺える。また、上使は城引き渡しに立ち会ったものの、旧城主の家臣の城中からの引き払いがすべて終了する時点まで見届けたわけではなく、宿に帰った後でその報告を受けたことがわかる。そして、旧城主の家臣は城引き渡しの当日に城からすべて退去したことともわかる。

浜田城引き渡しにおける各所の引き渡し人数と武器については、「御城并諸番所（「引」脱カ）渡人数・武器之次第」に、本丸一之門、二之門など各引き渡し場所別に記されている（受け取る松平斉厚方の同様の記載は朱書で記されている）。

上使はこの日に浜田を発足したので、上使が浜田に滞在したのは9月25日～同月27日までの3日間だけということになる。

5. 浜田城引き渡しの具体的プロセス④ ～城引き渡し以後（天保7年10月～同年12月）～

【10月9日】

9月27日に浜田城の引き渡しが無事済んだ旨の上使大久保忠良よりの同日付の書状が、飛脚にて江戸にいる松平康爵のところへ届けられた。

【10月10日】

松平斉厚より、9月27日に浜田城を滯りなく受け取った旨の飛脚が昨夕到着したことと、月番老中へ（浜田城を受け取った旨の）届書を提出したことについて記した書状が届けられた。

同様に、松平康爵は松平斉厚に対して、9月27日に浜田城を滯りなく引き渡した旨の飛脚が昨夕到着したことと、月番老中へ（浜田城を引き渡した旨の）届書を提出したことについて記した書状を出した。この場合の昨夕到着した飛脚とは、上使大久保忠良から出された上述の飛脚を指すと考えられるが、このように城を引き渡した大名と、城を受け取った大名から、同時に月番老中へ届書を提出したことは、両者が事前に打ち合わせをしていることを示すものであろう⁽²³⁾。

9月27日に浜田城引き渡しが完了したことを月番老中水野忠邦に届け出た旨、大目付初鹿野信政、目付村瀬重候、目付山岡景定⁽²⁴⁾、御三家（尾張徳川家、紀伊徳川家、水戸徳川家）へも書状を出して通知している。

【10月11日】

上使が出した浜田城引き渡しに関する御状箱（城引き渡しが終了したことを記した注進状が入っていると思われる）を川崎宿にて受け取り、即刻、月番老中へ提出した。

【10月24日】

上使の大久保忠良と小出英美が、この日江戸に帰ってきた。また、この日には、小出英美が出した浜田城の引き渡しが済んだ旨の書状が届いた。この書状の文面は、これ以前の10月9日に届いた大久保忠良よりの書状と同様のものであり、日付も同じである。しかし、書状の江戸への到着についてこのように遅速があるのは、大久保忠良が出したのは飛脚によるものであったので、早く到着した、ということになったのであろう。

【10月25日】

松平斉厚より、浜田城受け取りが無事済んだことへの御礼を述べた書状が届いたが、この書状では（松平康爵が）棚倉城を滯りなく受け取ったことについても記されているので、浜田城引き渡しと時期的に平行して棚倉城の受け取りもおこなわれたことがわかる。

【11月1日】

上使の大久保忠良と小出英美が、江戸に帰っての將軍家斉に対する御目見を済ませた。この將軍への御目見によって、浜田城引き渡しの上使として役目は終了したことになる。

【11月27日】

石見国浜田領における郷村引き渡しについて、代官大草政修に対する引き渡しが終了し

た。このことを12月14日付の届書により月番老中松平乗寛と勝手掛老中大久保忠真に届け出た。この届書の写は12月15日に大目付初鹿野信政、目付村瀬重候、勝手方勘定奉行明楽茂村、同矢部定謙に対して出された。そして、上使の大久保忠良と小出英美に対しても、同内容の届書が出された。ただし、代官岩田鉄三郎に対する同国内の郷村引き渡しは、いまだ終了していなかった。

【12月11日】

代官岩田鉄三郎に対する石見国浜田領の郷村引き渡しが終了した。このことを翌年（天保8年）の正月18日付の届書により月番老中松平宗発と勝手掛老中大久保忠真に届け出た。この届書の写は、大目付、目付、勝手方勘定奉行に対しても出された。これにより、遅れていた浜田領の郷村引き渡しも天保7年の年内には終了したことがわかる。

以上のように、浜田城引き渡しのプロセスは、「浜田城引渡帳」という史料により詳細に知ることができ、具体的な進行日程、幕府への対応過程を時系列的に詳細に把握できる点は、幕藩制下における転封の際の城引き渡しの具体像を検討するうえで貴重である（浜田城引き渡しのプロセスについて、その概略を表3としてまとめた）。

6. 浜田城引き渡しのプロセスに関する分析

上述した浜田城引き渡し前後のプロセスは、①浜田城引き渡しまでの段階、②浜田城引き渡しの段階、③浜田城引き渡し後の段階、というように大きく3つの段階に分けられる。

上記①の浜田城引き渡しまでの段階では、転封が決定し、その後、選定された上使（大久保忠良と小出英美）に対する種々の報告などと新城主となる大名家との打ち合わせが浜田藩にとっての主な業務内容であった。具体的には、上使から出された浜田城に関する質問事項に対する回答書の提出や、浜田城絵図の提出のほか、新城主となる松平家との浜田城引き渡し日に関する打ち合わせなどであった。回答書の内容を見ると、浜田城に関する健家坪数、櫓の各重の大きさ、狭間数、井戸数など具体的な数値にして回答している点が特徴である。このように浜田城に関する詳細なデータのほか、絵図提出によってビジュアル的にも幕府サイドが事前に把握したことは、大名居城が大名の私有物ではなく、所領と同様に將軍から給与されるものである、というロジックを明確に示している。その一方で、上述したように、城引き渡し日を幕府サイドから一方的に決めるのではなく、両家の相談の結果出された予定日を事前に上申させて、その線に沿って引き渡し日を幕府サイドが決定し伝達する形式をとったことは、城引き渡しの実務的な面を大名サイドに丸投げして進行させ、あくまで幕府サイド（上使）は監督業務に徹していたことを示している。つまり、城引き渡しを含む転封業務そのものはあくまで大名サイドでおこなう性格の仕事であって、上述の封建制的ロジックは、幕藩間での原則として機能していたと理解すべきであろう。

上記②の浜田城引き渡しの段階では、上使が江戸から浜田に赴いて城引き渡しに監督者として直接立ち会うことには大きな意義があった。この時の上使の重要なタスクとしては、

城引き渡し前日におこなう浜田城内の見分と、城引き渡し当日に浜田城に登城して旧城主の家臣から新城主の家臣へ城を引き渡す作業を監督したことであった。上使とは、幕府から諸大名などに將軍の意（上意）を伝えるために派遣した使者⁽²⁵⁾であるという点を考慮すると、將軍の名代として城の引き渡しを現場で見届けることが、上使の本来の仕事であって、城引き渡しにおける公儀の関与を具体的に示すものであった。そして、城引き渡しの前日に上使の城内見分がおこなわれたことは、逆に言えば、上使の城内見分が完了しないと城引き渡しがおこなえない、ということを意味しており、城引き渡しにおける上使の役割を如実に示すものと言えよう。上述したように、浜田城引き渡しに派遣された上使2人のうち、使番大久保忠良の方が書院番小出英美よりも格上であったことは注意されるべきであろう。つまり、上使2人はチーフが1人、サブが1人という構成になっていたのであり、浜田藩サイドでもその点は認識していたことがわかる。このような上使2人のランク差は、使番の本来の職掌が、全国統治上の視察・監察を主要な役職としていて、両番（書院番と小性組番）とともに巡見使、国目付、城郭の受け取り・引き渡しの際の監理などに任じられることであったという点⁽²⁶⁾に起因している。なお、浜田城引き渡しの時に、旧城主サイド・新城主サイドともに藩主である大名自身は浜田には赴かず、江戸にいた点は注意される。この理由としては、参勤交替の関係で在国する時期に該当しなかったということかもしれないが、城引き渡し・受け取りの行為そのものは両サイド（新旧城主の両サイド）の家臣対家臣という形で遂行されたのであり、この点は城引き渡し・受け取りの実態を考察するうえで重要な点であろう。

上記③の浜田城引き渡し後の段階では、上使の江戸への帰還と將軍家斉への復命（御目見）により上使の役目は終了するが、それ以外に、浜田城引き渡し完了についての旧浜田城主松平康爵、新浜田城主松平斎厚への飛脚による通知、浜田城引き渡しに関する御状箱の月番老中への提出（送付）もおこなっているので、將軍、新旧城主、月番老中への城引き渡し完了の報告が上使の役目であったことがわかる。上述のように、新旧城主の両サイドからは、同時に月番老中に対して浜田城引き渡し・受け取り完了の報告（届書の提出）がなされた。松平康爵からは大目付、目付、御三家へも同様に浜田城引き渡し完了について報告しており、大名監察を主務とする大目付への報告は首肯できるが、御三家が含まれているのは松平家が譜代大名であることに起因するのかもしれない（松平斎厚からも大目付等へ同様の報告があったと推測できる）。そして、浜田領の郷村引き渡し完了の報告を月番老中、勝手掛老中、大目付、目付、勝手方勘定奉行、上使に報告することによって、一連の転封作業は終了した。

このように見ると、浜田城引き渡しのプロセスでは、上記①の浜田城引き渡しまでの段階で、すでに浜田藩サイドと上使との主要な事務的交渉は終わっており、上記②の浜田城引き渡しの段階は、上使が浜田に3日間しか滞在しなかったことからもわかるように、城引き渡しという行事を上使の監督下儀礼的に実施したのみであったことがわかる。そして、上記③の浜田城引き渡し後の段階では、上使、及び浜田藩サイドとともに、おこなった仕事は報告業務に集中している。前段階において事務作業を終了させ、本件そのものは短

期間に迅速に処理する形式をとった幕藩交渉のプロセスは、城郭修補許可制においても同様であり⁽²⁷⁾、この点に幕府の官僚主義的側面を見いだすことができる。

7. おわりに

今回の松平康爵〔松井松平家〕の浜田から棚倉への転封は、松平斉厚〔越智松平家〕（館林→浜田）、井上正春（棚倉→館林）の転封ともリンクする三角転封であり、いずれも譜代大名であった。松井松平家はそれまで、常陸笠間→丹波篠山→和泉岸和田→播磨山崎→石見浜田→下総吉河→三河岡崎→石見浜田というように 7 回転封を繰り返してきており、今回の棚倉への転封は 8 回目の転封ということになる。越智松平家はそれまで、上野館林→陸奥棚倉→上野館林というように 2 回転封を経験しており、今回の浜田への転封は 3 回目の転封であった。また、井上家はそれまで、遠江横須賀→常陸笠間→美濃八幡→丹波亀山→常陸下館→常陸笠間→陸奥平→摂津・河内等（大坂城代）→遠江浜松→陸奥棚倉というように 9 回転封を繰り返してきており、今回の館林への転封は 10 回目の転封ということになる。

このように、江戸時代において譜代大名が転封を繰り返すパターンは多く見られるので⁽²⁸⁾、譜代大名の場合、転封を多く経験する中で、転封の際の城引き渡しについてもマニュアル化され先格（先例）を熟知するようになっていったと考えられる。ただし、そうした先格が次回の転封の際には時代的に見て、幕府が要求する基準にすべて合致するのかどうか不明な部分も出てくる可能性があり、そのため、転封の都度、先格通りでよいのか、上述したように、幕府（上使）に具体的な諸点を確認して、場合によっては修正する必要があったのであろう。こうした点も含めて、天保 7 年の浜田城引き渡しについて前後の経過も含めて一冊にまとめたものが、本稿で扱った「浜田城引渡帳」であった。その意味では、「浜田城引渡帳」という史料自体が松井松平家にとって後の時代のための城引き渡しマニュアルブックという性格を持った記録史料（行政文書）であり、この「浜田城引渡帳」を見れば、城の引き渡し方が具体的にわかるようになっていたのである⁽²⁹⁾。

これ以外に本稿の検討からわかった点としては、幕府の城郭統制との関連において、幕府が浜田城絵図を清絵図と控絵図の 2 枚提出させた点は、城郭修補許可制の場合とも共通しており、その意味で注目される点である。つまり、幕府は諸大名の居城について、修補願絵図の提出や転封の居城引き渡し時における絵図提出などを通して視覚的に城郭把握をおこなおうとしたことがわかるのであって、幕府サイドにはこうした諸大名の居城絵図が膨大にストックされ保管されていたと思われる。その目的としては、同一の城郭に関する種々の絵図を通時的に比較していくとその城郭の時代的变化を具体的に読み取ることができる点にあったと思われるが、転封時における居城絵図提出がいつの時代から幕府によって指図されるようになったのか、という点については、時代的に遡及させて事例を精査・検討していく必要があろう。

今後の検討課題としては、①「浜田城引渡帳」が城を引き渡す側の史料であったことから、それ以外に城を受け取る側の史料の検討が必要である⁽³⁰⁾、②浜田城引き渡しは江戸時

代後期（天保7年）の事例であるので、江戸時代前期～中期の城引き渡しの事例を分析して比較検討をおこなう必要がある、③浜田城引き渡しは天保7年の事例であり、それまでの時代の先格をもとにある程度、城引き渡しに関してマニュアル化されていたとすれば、いつ頃の時代にそのマニュアル化がなされたのか検討する必要がある、④浜田城引き渡しは単なる転封に関する事例であるが、改易大名の城引き渡しには近隣の大名が軍事動員される点ではその形態が異なることから、大名改易時の城引き渡しに関する事例⁽³¹⁾を分析して比較検討をおこなう必要がある、⑤天保7年の浜田城引き渡しでは、城付武具が存在しない点が明らかになったが（ただし、上述のように、もともと松井松平家所有の鉄砲15挺は以前の松井松平家浜田城主時代以降に引き継がれていたがこれは城付武具という扱いを受けていない）、この理由は江戸時代後期という時代背景によるものか⁽³²⁾、或いは、浜田城だけの特殊事情によるものか、他城のケースとも比較検討する必要がある、⑥天保7年の浜田城引き渡しでは、幕府から浜田城に派遣された上使は2名であり、その役職は使番1名、書院番1名という構成であったが、こうした上使の人数及び役職の構成が、他の城引き渡しのケースではどのようにになっていたのかその異同について検討する必要がある、⑦天保7年3月12日に浜田から棚倉への転封が決定し、同年9月27日に浜田城の引き渡しがおこなわれているので、転封が決定して6ヶ月半後に城引き渡しがおこなわれたことになるが、こうした転封決定と実際の城引き渡しのタイムラグ（つまり、転封決定直後に城引き渡しがおこなわれたのではないということ）は他の城引き渡しのケースでも見られるのかどうか検討する必要がある、⑧上使の城内見分（9月26日）、城引き渡し（9月27日）とともに、早朝の六ツ時よりおこなわれているが、他城のケースでもこうした早朝の時間から開始されたのかどうか事例を精査・検討する必要がある、⑨浜田城引き渡し前夜には、先格の通り、大手前と「人数立場」に高提灯（高張提灯を指すと思われる）を灯すこととしているが、こうしたいわば前夜祭のようなセレモニー的要素はいつの時代から見られるようになったのか、そして、他の城の引き渡しにおいても同様であったのか検討する必要がある、等の諸点があるが、こうした点の検討については他日を期したい。

註

- (1) 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、1993年）における「第十章 大名改易論」の「第三節 大名改易の実現過程」の中の「(二) 戦争行為としての城地受取り」。この部分では、熊本城受け取り（寛永9年）、広島城受け取り（元和5年〔1619〕）、宮津城受け取り（寛文6年〔1666〕）、越後高田城・糸魚川城受け取り（天和元年〔1681〕）の各事例をもとに考察している。
- (2) 生田国男・篠野志郎・羽深久夫「元禄14年赤穂城請取りに関する一考察—受城使の組織と行列にみる近世城下町の都市構造—」（『日本建築学会計画系論文集』523号、日本建築学会、1999年）。この論文は、赤穂城受け取りに関して、城受け取りの大名、幕府から派遣された目付・代官のそれぞれの役割や、城受け取りの大名列ルート（赤穂城下、赤穂城内）などを詳細に分析した示唆に富む好論である。

- (3) 北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取り」(『松代—真田の歴史と文化』3号、真田宝物館編集、長野市教育委員会松代藩文化施設管理事務所発行、1990年)。
- (4) 長屋隆幸「江戸時代前期の城受け取りについて—平戸藩による島原城受け取りを例に—」(織豊期研究会第43回報告会での発表レジュメ、2005年9月20日、於:愛知県中小企業センター)。この長屋氏の報告は、松浦史料博物館所蔵の関係史料の分析によるものである。
- (5) 松井松平家文書(国立公文書館蔵)。この「浜田城引渡帳」については、名城大学法学部教授の谷口昭先生が作成された名城大学・法制史研究会のホームページ上の転封史料(文字データ)の「松井松平家文書(浜田藩・棚倉藩)」(http://wwwhou1.meijo-u.ac.jp/housei2/tenpo/t_matsui/matsui_index.htm)を閲覧させていただいた。この点について、この場を借りて深謝する次第である。谷口氏は、「浜田城引渡帳」について、「転封後のある段階で日付順に個々の文書を配列・編纂したもの」とあり、「次第に定型化した作法の色彩を帶びつつあった転封実務の推移について、個々の文書(控)を配列することによって細大もらさず記録したものといえよう」と評価している(谷口昭「転封の研究—日本型の官僚制原理の考察と近世国家像の再構築—」、<http://wwwhou1.meijo-u.ac.jp/housei2/tenpo/tenpo1.htm>)。
- (6) 松平康爵の棚倉への転封は、天保7年に発覚した竹島密貿易事件(この場合の竹島は、現在韓国との領有問題が起きている竹島ではなく、鬱陵島のことを指す)による懲罰転封とされているが、「浜田城引渡帳」には、この事件のことは一切記載されていない。
- (7) 「続徳川実紀」天保7年3月12日条(『新訂増補国史大系』49巻、吉川弘文館、1999年、269頁)。
- (8) 「浜田城引渡帳」には、「仰付之」という記載の前の部分が虫損により欠落しているが、『柳營補任』の大久保忠良の項には、「天保七申四月七日、石州浜田城引渡御用」と記されている(『柳營補任』3巻〈大日本近世史料〉、東京大学出版会、1964年、214頁)、この日に浜田城引き渡しの幕府上使に任命されたことは明らかである。
- (9) ただし、松平康爵から出された書状では「浜田城引渡」と記され、松平斎厚から出された書状では「浜田城請取」と記されている点は異なる。
- (10) 「浜田城引渡帳」では、この7月3日付書状の差出を「松平右近将監」と記載しているが、書状の内容から判断すると「松平周防守」の誤記と思われる。
- (11) 伺書では、このほかに、①上使が御用米を見分する時、「戸前」(城米蔵の戸の前という意味か?)を見るのかどうか、②見分の時、上使は外曲輪もまわるのかどうか、③上使は家中屋敷1~2軒について、見分を命じるのかどうか(その時には用人を遣わすのかどうか)、④浜田にて、城を受け取る松平斎厚方の家臣が到着次第、諸事の聞き合わせのため対談を申し込まれた場合は、こちらの方(松平康爵方)の家臣が対応すべきかどうか、⑤引き渡し当日、末々の供回り等は先例では旅装束を着

用したが、今回もそのようにすべきかどうか、などの点を問い合わせているが、これらの項目については付札による上使の回答は記載されていない。なお、上記⑤は、城を引き渡してそのまま転封先に向かうため、城の引き渡し当日は旅装束を着用したまま立ち会う、ということなのであろう。このことが先例となっている点は興味深い。

- (12) 「浜田城引渡帳」では、この7月12日付書状について、だれに対して出したものか記されていないが、書状の内容から判断すると上使に出了したものと考えられる。
- (13) 「浜田城引渡帳」では、この7月12日付の伺書について、だれに対して出了るものか記されていないが、書状の内容から判断すると上使に出了したものと考えられる。
- (14) 「浜田城引渡帳」では、この伺書について、日付（月日）を書き落としているほか、だれに対して出了のものかも記されていないが、書状の内容から判断すると上使に出了のものと考えられ、日付は「浜田城引渡帳」における所載位置からすると7月12日付であると考えられる。
- (15) 「浜田城引渡帳」では、この7月16日付書状の差出を「松平周防守」と記載しているが、その前の部分に「左之通り右近将監様より御使者」と記されているので、「松平右近将監」の誤記と思われる。
- (16) 大久保忠良に対して提出された浜田城絵図一箱については、大久保忠良が一覧したうえで、控絵図も含めて、松平康爵サイドで預かるように指示された。これは公式に預かるという形ではなく、「御品柄之儀」につき（貴重な絵図であるので、という意味か？）、上使である大久保忠良が浜田から江戸に帰るまで預かり、江戸に帰ったらすぐに提出するようにという指示であった。このほか、それ以前の7月9日に提出した御用米帳と船帳も、同様に預かることになった。このことからは、浜田城絵図一箱が上使自身の手元に置くためのものではなく、幕府の公式保管用絵図であることを示すものと言えよう。
- (17) 拙稿「城郭修補絵図諸元比較一覧表（改訂版）」（『城館研究論集』発行準備号、仮称城館学会、2001年）。
- (18) 「続徳川実紀」天保7年7月28日条（前掲『新訂増補国史大系』49巻、275頁）。
- (19) 「浜田城引渡帳」には「委細有別帳」と記されているので、9月26日におこなわれた上使の城内見分の過程や、松平斉厚の家臣の入城に関する詳細な記載は「別帳」にまとめて記されたと考えられる。ただし、管見ではこの「別帳」については、現段階ではその存在（史料の所在場所等）の存否も含めて把握していない。
- (20) 「浜田城引渡帳」には、この届書の日付を「六月廿六日」と記しているが、届書の内容から判断すると「九月廿六日」の誤記と思われる。
- (21) 「浜田城引渡帳」には、「以前双方、出席名前帳、為取交有之」と記載されているので、これ以前に松平康爵サイドと松平斉厚サイドが「出席名前帳」を交換したことがわかるが、9月26日の上使見分の際に松平斉厚の家臣がどのような形で上使を応接したのか、については具体的には不詳である。

- (22) 「浜田城引渡帳」には「委細有別帳」と記されているので、9月27日におこなわれた浜田城引き渡しの過程に関する詳細な記載は「別帳」にまとめて記されたと考えられる。ただし、管見ではこの「別帳」については、現段階ではその存在（史料の所在場所等）の存否も含めて把握していない。
- (23) 「浜田城引渡帳」には、月番老中水野忠邦に届書を提出したことについて、「右近将監様衆打合之上」と記している。なお、「浜田城引渡帳」には、水野忠邦に提出した10月10日付の届書の文面が引用されているが、引用文が途中から書き漏らされているため、届書の具体的文面は不明な部分が多い。
- (24) 山岡景定は、天保7年10月8日に目付から日光奉行に転出したので（前掲『柳營補任』3巻、115頁）、厳密には、松平康爵が10月10日付の書状を出した段階では目付ではなく日光奉行であった。
- (25) 『日本国語大辞典（第二版）』7巻（小学館、2001年、126頁）。
- (26) 使番の職掌については、『国史大辞典』9巻（吉川弘文館、1988年、711頁）、『日本史大事典』4巻（平凡社、1993年、1067頁）を参考にした。
- (27) 拙著『日本近世城郭史の研究』（校倉書房、1998年、第2編第3章「居城修補規定の実際的運用」）参照。
- (28) 拙著『豊臣の城・徳川の城』（校倉書房、2003年、第2部第5章「譜代系城郭に関する一考察」）参照。
- (29) 『大日本史料』第12編の34（東京大学出版会、1974年復刻、750～758頁）に収載された「浜田御城地目録」は、三重櫓の各重の間数や狭間数などが、「浜田城引渡帳」に収録された天保7年の7月9日付の上使への回答内容と一致するので、この回答内容をもとに成立した史料であると推測できる。その傍証として、『大日本史料』第12編の34（758頁）には、「本書ハ天保七年ノ調査ナリ」という『大日本史料』の編者の注記がされている。
- (30) 拙稿「天保7年の陸奥国棚倉城受け取りについて」（『別府大学大学院紀要』8号、別府大学会、2006年、に同時収載）。
- (31) 拙稿「元禄10年の美作国津山城受け取りについて」（『史学論叢』36号、別府大学史学研究会、2006年、に収載予定）。
- (32) 宇田川武久氏は、城付武具について、戦国時代の事例では数量として多くなかったが、江戸時代初期の城付武具は、津和野城（元和3年〔1617〕）の1020丁（石火矢と鉄砲）、鶴岡城（元和8年〔1622〕）の667丁（鉄砲）、会津若松城（寛永20年〔1643〕）の4878丁（鉄砲）というように、大量に増加していった点を指摘している（宇田川武久「近世初頭の城付武具の実体と変容」、『国立歴史民俗博物館研究報告』50集、国立歴史民俗博物館、1993年）。この論文において、宇田川氏は近世中後期の城付武具の事例について検討していないが、江戸時代初期に増加傾向を示した城付武具が近世中後期に数量的にどのように変化したのか、という点の検討を城引き渡し関係史料をもとに今後おこなう必要がある。

表1

幕府上使からの質問・請求項目 (天保7年4月19日)	浜田藩の回答 (天保7年7月9日)
1. 浜田城引き渡しの日限	すでに決定済み
2. 浜田城引き渡しの惣役人中の姓名	別紙帳面 ^(注1) を提出
3. 家臣の鎧印、惣人数の合印	別紙帳面を提出
4. 浜田城の絵図 (控絵図も含めて2枚) 浜田城の略図2枚→上使2人の控えにする	後に提出予定 (※7月27日に提出した) 後に提出予定 (※7月27日に提出したか?)
5. 浜田城内の住居絵図2枚	後に提出予定
6. 浜田城の建家坪数 城地の広さ (何町四方か?)	本丸の建家坪数…223坪半 二の丸…建家はないが土蔵と番所2ヶ所がある 三の丸…1133坪余(居宅、離れ、役所、番所、 土蔵、等) 城山の麓まわり…15町20間余 曲輪まわり…12町40間
7. 城の高さ	櫓 ^(注2) の高さ…2丈6尺1寸 上ノ重…5間四面 中ノ重…7間四面 下ノ重…東西9間、南北7間 城山の高さ…東方30間余 西方36間余 南方34間余 北方35間余
8. 堀の深さ、堀幅	堀の深さ…水下9尺。ただし、所により浅深あり。 堀幅…南方16間 北方21間
9. 弓・鉄砲狭間の数 ^(注3)	矢狭間…137 鉄砲狭間…280
10. 代々の城主	元和5年より古田重治、同重恒 慶安2年より松平康映、同康福まで5代 宝暦9年より本多忠敬、同忠盈、同忠立 明和6年より再び松平康福以後同康爵まで4代
11. 築城者、縄張り	築城者…古田重治 縄張り…不明
12. 城内の侍屋敷数、足軽屋敷数	城内には侍屋敷、足軽屋敷はない

13. 城下の侍屋敷数、足軽屋敷数	侍屋敷…209軒(そのうち10軒は空屋敷) 侍屋敷の空き地は3ヶ所 小役人屋敷…104軒(長屋も含む。そのうち飛脚取次所 1 軒) 足軽屋敷数…160軒(小頭屋敷も含む) 長柄組家数…40軒(小頭屋敷も含む) 中間長屋4軒(小頭屋敷も含む)
14. 堀まわり町数、城内の井戸数	堀の長さ…130間 堀幅…16間 城内の井戸数…13ヶ所
15. 駄数、馬数	駄 1ヶ所…27疋立て 馬数…20疋
16. 城下の人別、町数、牛馬数	後に提出予定(※ 7月27日に提出した)
17. 城付武具、城米	城付武具はない 城付の船…4艘 →別紙城付船帳 ^(注4) と城米帳 ^(注5) を提出
18. 塩硝（火薬）員数	城付の塩硝はない
19. 城中番所の交代人数と武器の員数	別紙帳面を提出
20. (人数が)交代する番所の名前	別紙を提出
21. 関所、自分関所、口留、津留番所 城下（より）近辺への道法 ^{みちのり}	関所、自分関所…ない 口留番所…城下の戸野浦、瀬戸嶋、三隅湊、益田專福地の各番所 津留番所…ない 石見国銀山大森へ13里(北東) 石見国津和野(領主亀井能登守)へ18里(南) 出雲国松江(領主松平出羽守)へ32里余(北) 安芸国広島(領主松平安芸守)へ25里(東) 長門国萩(領主松平大膳大夫)へ28里余(西)
22. 江戸より道中の日数、道法、泊休	別紙帳面を提出
23. 浜田領の3ヶ年物成平均、浮所務	別紙帳面を提出
24. 浜田領の郡村数	別紙帳面を提出
25. 浜田領において公儀より建てた制札、及び御法度書	公儀より建てた制札はない 制札の写しと御法度書の写しは浜田領内に20ヶ所ある
26. 御朱印地の寺社、除地の寺社	別紙帳面を提出
27. 公儀よりの伝馬・馬借	※回答の記載なし

28. 船着、船数	領地の船着…城下松原浦、浜田浦 船数…879艘（廻船74艘、漁船766艘、伝馬船30艘、海草積船3艘）
29. 巢鷹山	ない
30. 国外の知行所	三河国幡豆郡、信濃国高井郡
31. 切支丹類族	いない
32. 親類中への分地	播磨国宍粟郡 6万石余の内 1万石を松平軍次郎、松平主斗、松平伊織へ分地 その後、石見国浜田、信濃国、三河国 6万440石余の内では分地はない
33. 御預ヶ人	いない
34. 公儀囚人、牢舎の者	いない
35. 地土、浪人	いない
36. 上使の浜田逗留中の旅宿	別紙書付の通りに申し付けた

(注1) 家老以下117人の役職と氏名が記載されている。

(注2) 実質的には天守であるが、櫓と表記している点は注意される。

(注3) 矢狭間と鉄砲狭間を区分している点や、鉄砲狭間の数が矢狭間の数の約2倍である点は注意される。これは、戦時において弓矢よりも鉄砲使用の頻度の方が高いことを示すものであろう。

(注4) 飛龍丸以下4艘について記載されている。浜田城付の船というのは、浜田城の立地が日本海に面した水際城郭であり、城山の下に舟入があることと関係すると思われる。

(注5) 3000石（俵数7500俵）と記載されている。

表2

※表2は浜田藩主松平康爵が天保7年7月27日に上使へ提出した絵図とその大きさを示す。

(凡例)  …天保7年4月19日付の覚で上使より提出を指示された絵図

石見国浜田城絵図（2枚、箱入り）	タテ4尺5分×ヨコ3尺8分	タテ122,7cm×ヨコ93,3cm
浜田城絵図〔上使の控絵図〕（2枚）	タテ4尺5分×ヨコ3尺8分	タテ122,7cm×ヨコ93,3cm
浜田領分村絵図（2枚）	タテ4尺5分×ヨコ3尺8分	タテ122,7cm×ヨコ93,3cm
浜田城三丸住居絵図（2枚）	東西3尺9寸×南北3尺	東西118,2cm×南北90,9cm
御内見分之節御道筋朱引絵図（2枚）	東西1尺8寸×南北1尺4寸8分	東西54,5cm×南北44,8cm

(注) 絵図の大きさについては、1尺=30,3cm、1寸=3,03cm、1分=0,303cmとしてcmに換算した。換算結果は、小数点第二位を四捨五入した。

表3 天保7年の浜田城引き渡しのプロセス

天保7年3月12日	浜田城主松平康爵に対して、陸奥国棚倉への転封が命じられる。
天保7年4月7日	使番大久保忠良と書院番小出英美が浜田城引き渡しの幕府上使に任命される。
天保7年4月19日	上使より、浜田城引き渡しの日限の報告、浜田城絵図の提出、等を指示される。
天保7年6月7日	4月19日付の上使からの指示内容について伺書を提出して問い合わせをおこなう（上使からの回答は付札により6月16日に出された）。
天保7年6月26日	浜田城引き渡しの日限について、松平斉厚方と相談のうえ、9月27日、或いは、同月28日と決定する。
天保7年6月27日	上使に対して、浜田城引き渡しの日限について上申をおこなう（希望日は9月27日）。
天保7年6月29日	浜田城引き渡し当日の行動予定について、上使に対して書状を出して問い合わせる（上使からの回答は付札により7月9日に出された）。
天保7年7月2日	上使より、浜田城引き渡しの期日が9月27日に決定したことが申し渡される。
天保7年7月3日	9月27日に棚倉城を受け取り、同日に浜田城を引き渡すことを月番老中松平宗発に届け出る。松平斉厚からも、9月27日に浜田城を受け取り、同日に館林城を引き渡すことを月番老中松平宗発に届け出る。
天保7年7月9日	上使に対して、4月19日付で出された「覚」36ヶ条に対する回答書を提出する（ただし、浜田城絵図等は後の7月27日に上使に対して提出された）。
同 日	転封先の棚倉城受け取りを担当する家臣が7月中旬頃より浜田を出立する旨を幕府へ届け出る。
同 日	上使の大久保忠良に対して伺書を出して、上使の行動予定等を問い合わせたところ、上使の江戸発足は8月26日、浜田到着は9月25日、浜田城見分は9月26日の予定である、ということが回答された（上使から回答が出されたのは7月18日頃か？）。
天保7年7月12日	鉄砲15挺について、城付武具ではないが、今回も先例の通りに残しておくことを上使に届け出る。
同 日	浜田城付の船4艘について上使が見分する予定かどうか伺書を出して問い合わせたところ、見分予定である旨、回答された。
同 日	浜田城見分の時の家臣の服装について、上使に対して伺書を出して問い合わせ回答された。
天保7年7月16日	松平斉厚から、浜田城引き渡しにつき、城受け取り担当の家臣等が7月下旬より館林を出立する予定である旨、通知される。
天保7年7月27日	上使に対して、浜田城絵図、浜田城三丸住居絵図などを提出する。
天保7年7月28日	上使が浜田へ赴くための暇 <small>いとま</small> を將軍家斉から与えられる。

天保 7 年 8 月 26 日	上使が浜田へ向けて江戸を発足した。
天保 7 年 9 月 25 日	上使が浜田に到着した。
天保 7 年 9 月 26 日	早朝の六ツ時より、上使が浜田城内を見分する。松平斉厚の家臣が浜田城に入り、同家臣への「内渡」が済む（ただし、正式な浜田城の引き渡しは翌日の27日におこなわれた）。
天保 7 年 9 月 27 日	早朝の六ツ時より、松平斉厚の家臣に対して浜田城の引き渡しがおこなわれた。上使は（浜田城引き渡しの監督として立ち会うために）浜田城に登城した。この日、上使は浜田を発足した。
天保 7 年 10 月 9 日	9月27日に浜田城の引き渡しが無事済んだ旨の上使大久保忠良よりの飛脚が、江戸にいた松平康爵のところへ届けられた。
天保 7 年 10 月 10 日	浜田城を受け取った旨の届書が、松平斉厚より月番老中水野忠邦に対して提出された。同様に、浜田城を引き渡した旨の届書が、松平康爵より月番老中水野忠邦に対して提出された。
天保 7 年 10 月 11 日	上使が出した浜田城引き渡しに関する御状箱を川崎宿にて受け取り、即刻、月番老中へ提出した。
天保 7 年 10 月 24 日	上使が江戸に帰着した。
天保 7 年 11 月 1 日	上使が、帰府後の将軍家斉に対する御目見を済ませた。
天保 7 年 11 月 27 日	代官大草政修に対する石見国浜田領の郷村引き渡しが終了した。このことについて、月番老中松平乗寛と勝手掛老中大久保忠真に対して12月14日付の届書を提出した。
天保 7 年 12 月 11 日	代官岩田鍼三郎に対する石見国浜田領の郷村引き渡しが終了した。このことについて、月番老中松平宗發と勝手掛老中大久保忠真に対して正月18日付の届書を提出した。

天保 7 年の石見国浜田城引き渡しについて

The Surrender of Iwami-Hamada Castle (石見国浜田城) in Tenpo (天保) 7 th year (1836)

SHIRAMINE Jun